

平成23年11月9日

短時間労働者への社会保険適用等に関する質問への回答

国民健康保険中央会

質問 パート労働者への社会保険適用のあり方について

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。
- 市町村国保の財政は厳しく、法定外の一般会計繰入金のうち決算補てん等を目的とする額を除くと平成21年度の単年度収支は、3,200億円を超える赤字となっている。また、1人当りの保険料負担率も高く、保険料を簡単に引き上げられるような財政状況ではない。
 - 社会保障と税の一体改革で、市町村国保に影響が大きいものは、①低所得者保険料軽減の拡充等財政基盤の強化、②高額療養費の見直しと受診時定額負担、③短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大であり、それぞれ「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」、「社会保障審議会医療保険部会」、「社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」で検討されているが、市町村国保にどのような財政影響を及ぼすのか、総合的にしっかり見極めなければならない。
 - 国保中央会は、医療保険制度の一本化を目指しているが、現時点では、被用者保険と国保の2本立てとなっており、これを前提とした場合に被用者は被用者保険を適用するという点について異を唱えるものではない。
 - 市町村国保の被用者の一部が被用者保険に移行する時、一般的には、保険料負担は下がり、医療給付の水準は変わらないが、傷病手当や出産手当の給付を受けられるということになる。しかしながら、市町村国保の中では被用者は比較的所得が高い。また、短時間労働者であるだけに休んではいけないので、医療費は比較的低いのではないかと考えられる。すなわち国保から被用者保険に抜けると財政体質が一層悪くなるのではとの懸念がある。更に前期高齢者及び後期高齢者医療制度の調整もある。これらを総合的にみて財政的にどうなるのか、具体的な数字を示していただきたい。

- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。特に、本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。
- パート労働者について、厚生年金及び被用者保険の適用を拡大するという基本的な方向性については①で述べたとおり異論はない。
- ③ 適用拡大する場合の新たな適用基準のあり方についてどう考えるか。企業の事務負担の軽減及び行政による適切な適用の観点からは、適用基準をできる限り簡潔なものにすることが適当との指摘をどう考えるか。
- 保険者にとっては、保険料の徴収や給付を確実に行うことが重要であり、その前提として、どの保険に加入するのか明確である必要がある。短時間労働者への説明の観点から、適用基準はできる限り簡潔なものにしていただきたい。
- ④ 社会保険の適用拡大に併せて第3号被保険者・被扶養配偶者の認定基準（年収130万円）の見直しを行うことについてどう考えるか。
- 従来認定基準は、収入や可処分所得、決まって支給する給与の伸び等の指標をみて金額を引き上げてきた。今般これまでとは別の考え方で引き下げを行うとなると、従来被扶養者で保険料負担も無く保険給付を受けていた者が、給付は改善しないにもかかわらず、新たに国保の保険料を負担することになる。これでは、後期高齢者制度創設の際、個人適用としたため給付内容が変わらないのに保険料負担が増えたことについて社会問題となり、市町村の窓口でも混乱したことと同じ状況が起こらないか懸念される。
 - 何故パート労働者に対する社会保険適用を拡大すると被扶養者の認定基準を引き下げることになるのか国民にわかる形で十分説明する必要がある。更には、社会保険の適用について世帯単位を原則とするのか、個人単位化を図るのかなど、さらには被用者保険と国保の2本立ての医療保険制度をこのままにしておくのかについて、十分検討する必要があるのではないかと。

以上